高石市 訪問型 産後ケア事業

こどもの離乳食等 訪問相談

管理栄養士等が訪問します！

産後のお母さんやお子さんをサポートする「産後ケア事業」の一環として

管理栄養士が自宅を訪問し、離乳食づくりのアドバイスや心配事等にお答えします

**【離乳食の相談】**

「最近、好き嫌いが出てきた」

「少食だけど、離乳食の量は足りているかな？」

「離乳食がマンネリ化しているので、新しいメニュー

が知りたい」

**相談内容の例**

**【離乳食の進め方や作り方について】**

「離乳食はどうやって始めたらいいの？」

「離乳食の作り方が分からないので、作る際にアドバイス

がほしい」

「大人の食事からの取り分けって、どうしたらいいの？」

００～

**【産後および授乳中のお母さんの食事について】**

「母乳をあげている時の食事って、これで大丈夫？」

「育児に追われて忙しいから、簡単なメニューを教えて」

****

**利用できる方**

高石市内在住の生後12か月未満の乳児とその母

（早産児や低出生体重児の場合は、出生予定日を基準にした修正月齢を考慮します）

**利用場所**

**利用回数**

　　　**7回**まで　※他の訪問型産後ケア事業の利用を併せた回数です　　　　　　　　　　自宅など（高石市内に限る）

**自己負担額**

|  |  |
| --- | --- |
| 通算利用回数※1 | 利用料 |
| 1回目から5回目（クーポン利用あり） | 1回あたり**500円** |
| 6回目目以降（クーポン利用なし） | 1回あたり1000円※2 |

※1：通算利用回数とは、産後ケア事業の宿泊型・通所型・訪問型を併せた利用回数です。

※2：市民税非課税、生活保護世帯の方は６回目以降も別途減免制度（500円の減免）があります。申請時にご相談ください。

**利用可能日・利用時間**

原則、月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）の午前9時～午後5時までの間

1回の訪問は最大3時間以内

**利用内容**

**できること**

●数日分の離乳食の作り置きをする

●お子さんのお世話（ミルクを飲ませる、離乳食を

食べさせる、抱っこ、寝かしつけなど）

●買い物、食材や調理器具の準備

●調理後の片づけ　など

●離乳食の相談やお母さんの食事の相談

●月齢別の離乳食の進め方のアドバイス

●離乳食を作る際の、具体的な指導

（ただし、食材等は利用される方の負担となります）

●お子さんの食べる様子を見て、離乳食の形状や

大きさや量の確認　など

**できないこと**



**利用の流れ**

※利用には **事前の申請** が必要です。

**（初回のみ）**

**利用申請書の提出**

**申込み**

**訪問**

**利用決定**

利用日に、管理栄養士等が自宅を訪問します。

訪問した管理栄養士等に「産後ケア事業利用承認決定通知書」と「産後ケア事業利用ノート」を提示してください。

訪問は、(公社)大阪府栄養士会・栄養ケアステーションの管理栄養士等が行います。

産後ケア事業を初めて利用する際は、「高石市産後ケア利用申請書」に必要事項を記入のうえ、高石市役所こども家庭課に提出してください。

「産後ケア事業利用承認決定通知書」の発行と「産後ケア事業利用ノート」「産後ケア事業クーポン券」をお渡しします。

＜来所の際の持ち物＞母子健康手帳

来所が難しい場合は、郵送での申込みも可能です。

訪問の管理栄養士等と日程の調整をし

たうえで、利用可能日時をお知らせし

ます。

（利用日については、ご希望に添えない場合があります。）

訪問時に準備が必要な食材や物品が

ありましたらお知らせします。

訪問希望の10日前までに、電話または来所で「訪問型 産後ケア事業（管理栄養士等の訪問）」の利用の希望をお伝えください。

**支払い方法**

利用料は、相談終了時に、訪問した管理栄養士等へ直接お支払いください。

現金でのお支払いとなります。お釣りのないよう、ご協力をお願いします。

（「産後ケア事業クーポン券」を使用する場合は、支払いの際にお渡しください）

利用の相談・申込み・お問い合わせ先

**あれこれ相談ステーション**

（場所：高石市役所 こども家庭課　・　市役所別館２階）

**TEL　 072-275-6494**（平日 午前9時から午後5時30分）

＜申込み後のキャンセルについて＞

利用日程決定後に、利用者の都合により、やむを得ず変更・中止する場合は、利用予定日の前日午前10時までに上記まで連絡をお願いします。連絡なくキャンセルの場合は、訪問を利用しない場合でも、利用した際に本人が負担すべき額をお支払いいただくことになります。